

2026 年 9 月 28 日

株式会社シミズ・ビルライフケア

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は公正取引委員会より、関東地区所在のマンション大規模修繕工事に関する取引について、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受領いたしました。

当社は、本件を厳粛かつ真摯に受け止めております。

管理組合の皆様をはじめとするお客様、取引先の皆様その他すべての関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、公正取引委員会による調査に対し誠実に対応してまいりました。今後は、本件排除措置命令を踏まえ、本件をコンプライアンス上の最重要な課題と認識し、法令遵守体制の一層の強化と再発防止に全力で取り組んでまいります。

再発防止に向けた主な取り組み

1. 独占禁止法コンプライアンスの徹底

- 役員及び全従業員に対する独占禁止法教育の定期実施
- 営業活動及び入札・見積業務に関する行動規準の周知徹底
- 独占禁止法遵守に関する誓約制度の導入・強化

2. 内部統制及び監督機能の強化

- コンプライアンス推進体制の見直し
- 営業部門に対するモニタリング及び監査の強化
- 経営層による定期的な遵守状況の確認

3. 内部通報制度の実効性向上

- 匿名通報窓口の周知徹底
- 通報者保護の周知徹底
- 通報案件への迅速かつ適切な対応

4. 企業風土改革の推進

- 法令遵守を最優先とする企業文化の醸成
- 経営トップによる継続的なメッセージ発信
- コンプライアンスを評価指標に反映

当社は、今回の事態を深く反省し、二度とこのような事態を発生させることのないよう、外部専門家の助言も得ながら全社を挙げて再発防止に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上